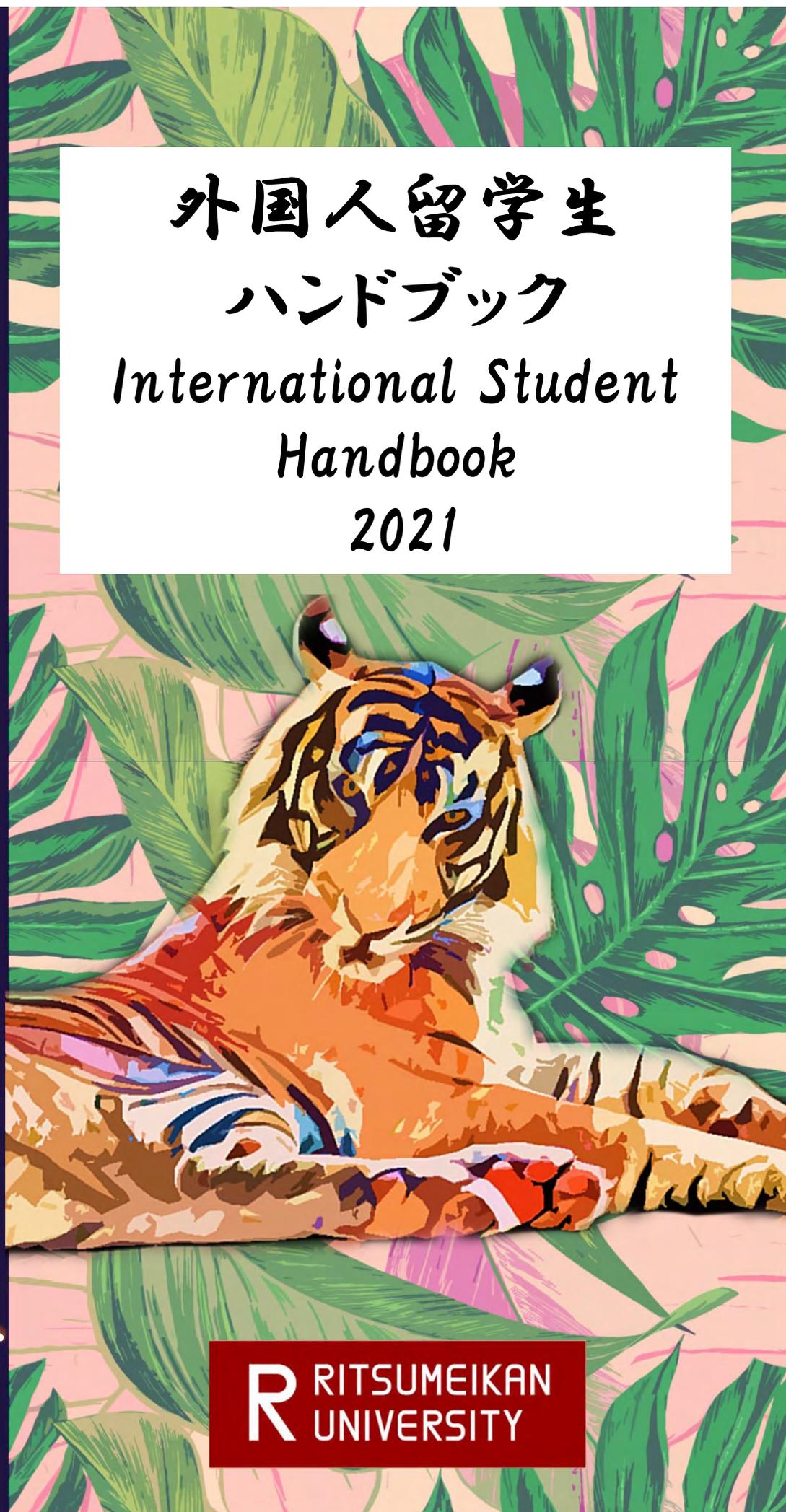


虎の巻

外国人留学生
ハンドブック
*International Student
Handbook*
2021

虎の巻

R RITSUMEIKAN
UNIVERSITY



目次

1. はじめに	
留学生ハンドブックについて	3
2. 学生生活	
(1) 国際教育センターについて	3
(2) 学内での相談窓口	6
(3) 国際交流	7
3. 在留手続きについて	
(1) 大学による在留資格管理について	8
(2) 在留期間の更新	9
(3) 在留資格の変更	10
(4) 「みなし再入国許可」と「再入国許可申請」について	11
(5) 資格外活動許可の申請について	11
(6) 各種届出について	13
(7) 地方出入国在留管理局	15
4. 奨学金・授業料減免	
(1) 概要	16
(2) 申請の流れ	17
(3) 授業料減免について	17
(4) 奨学金について	18
(5) 授業料減免および奨学金の申請方法について	19
(6) 奨学金受給に関する証明書について	19
(7) 奨学金一覧	20
5. 生活情報	
(1) 住居	24
(2) 国民健康保険・国民年金	27
(3) マイナンバー制度	29
(4) 緊急時の対応	30
(5) 就職活動について	34
(6) 卒業などで日本を離れる場合の手続きについて	37
(7) その他	38

1. はじめに

留学生ハンドブックについて

この「留学生ハンドブック」には、立命館大学に留学されたみなさんが充実した留学生活を送るための大切な情報を掲載しています。学生生活に積極的に活用してください。

みなさんは立命館大学で日本人学生や他の留学生と一緒に授業を受け、同じように学生生活を送ります。母国と日本との制度・習慣などの違いにより、分からないことや困ったことも出てくるとは思いますが、その際は国際教育センターや学生オフィスに気軽に相談してください。

自分自身の留学の目的を達成するために、計画的に行動し有意義な学生生活を送りましょう。

2. 学生生活

(1) 国際教育センターについて

1) WEBページ・窓口へのアクセス

国際教育センターの窓口は、衣笠キャンパス、びわこ・くさつキャンパス（BKC）、大阪いばらきキャンパス（OIC）の各キャンパスにあります。

また、窓口に来なくても、皆さんが必要な情報を手に入れたり、質問・相談をできるようにするために、WEBページを開設しています。WEBページには、留学生の皆さんからよくある質問（FAQ）や、質問・相談を提出するためのフォームを用意してあります。

① WEBページ

国際教育センター FAQ・問合せWEBページ

<https://global.support.ritsume.ac.jp>



② 各キャンパスの窓口

<p>■ 開室時間</p> <p>平日（月～金）10:00～17:00（11:30～12:30は昼休憩のため閉室。土日祝は閉室。）</p> <p>※ 毎週木曜日の午前中は閉室</p> <p>※ 長期休暇期間中（夏期休暇・春期休暇）は、開室時間が13:00～17:00に変更されます</p>	
<p>■ 所在地</p>	
<p><衣笠国際教育センター></p>	<p>〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町56-1 <small>とうじいんまぢまち</small> 立命館大学衣笠キャンパス 明学館1階 TEL 075-465-8230 FAX 075-465-8160</p>
<p><BKC国際教育センター></p>	<p>〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1 <small>のじろがし</small> 立命館大学びわこ・くさつキャンパス セントラルアーク2階 TEL 077-561-3946 FAX 077-561-3956</p>
<p><OIC国際教育センター></p>	<p>〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町2-150 立命館大学大阪いばらきキャンパス A棟1階AN事務室内 TEL 072-665-2070 FAX 072-665-2079</p>

2) 国際教育センター窓口で相談できること

<p>学生生活について</p>	<p>在留資格の更新・変更・申請（主に復学・再入学時） ……P. 9参照</p> <p>資格外活動許可、アルバイトに関すること ※斡旋は行っていません</p> <p>国民健康保険料の補助申請 ……P. 27参照</p>
<p>奨学金について</p>	<p>留学生を対象とした奨学金への応募 ……P. 16参照</p>
<p>国際交流行事について</p>	<p>地方自治体、交流団体が行う行事への申し込み、情報提供 ……P. 7参照</p>
<p>海外留学について</p>	<p>大学の実施する海外留学プログラムへの応募、情報提供</p>

<留学生からよくある質問について>

国際教育センターでは、外国人留学生からよく質問を受ける在留資格に関することや奨学金に関する事などについて、FAQサイトを用意しています。わからないことがあれば、窓口で相談する前にFAQサイトを確認してください。



3) 留学生支援コーディネーター

国際教育センターには、留学生のみなさんが抱える学生生活の様々な相談に対応する留学生支援コーディネーターがいます。慣れない環境で生活をする上での困り事、授業が分からない、体調が優れない、トラブルに遭った、不安や悩みを誰に相談したら良いかわからない等、気軽に相談してください。留学生支援コーディネーターがみなさんの話を聞き、必要に応じて学内外の適切な機関を紹介します。



<相談予約フォーム>

留学生支援コーディネーターへの個別相談（Zoom、対面、メール）は、予約フォームから申し込みができます。

<”おしゃべりせーへん?”について>

留学生を対象に、オンラインのおしゃべりの場を定期的にオープンしています。個別相談を予約するほどではないけれども少し聞きたいことがある、留学生支援コーディネーターと話してみたい、日本語での会話を練習したいなど、お気軽にご参加ください。日程等の詳細はmanaba+Rのお知らせに掲載しています。

4) 国際教育センターからの大切なお願い

下記のような場合について、速やかに所属キャンパスの国際教育センター等に届け出をしてください。

<p>在留期間の更新/ 在留資格変更後の届出</p>	<p>在留期間を更新した場合や、在留資格を変更した場合 所属キャンパスの国際教育センターへ届け出てください。</p>
<p>携帯電話の契約/ 電話番号変更の届出</p>	<p>入学後、携帯電話を契約した場合 manaba+Rへログイン後、CAMPUS WEBへアクセスして電話番号の登録をしてください。 携帯電話や自宅の電話番号を変更した場合 manaba+Rへログイン後、CAMPUS WEBへアクセスして電話番号の登録を修正し、所属学部/研究科と所属キャンパスの国際教育センターへ届け出てください。 奨学金や在留資格に関する問い合わせなど、重要な連絡をすることがあります。</p>
<p>住所変更の届出</p>	<p>住所を変更した場合 現住所に変更があった場合は必ずmanaba+Rへログイン後、CAMPUS WEBへアクセスして登録住所を修正し、学びステーションへ届け出てください。奨学金に関する書類や学費納付書、その他の重要な書類を郵便で送ることがあります。所定の手続で本人現住所と学費請求先住所を変更しなかった場合、学費請求書が正しく郵送されません。また、住居地の市（区）役所で国民健康保険や住所変更の諸手続を行ってください。手続後、在留カードの両面コピーを所属キャンパスの国際教育センターに提出してください。</p>
<p>一時出国届の提出</p>	<p>日本を出国する場合 一時出国届をWEBから提出してください。 自然災害やテロの発生時に大学からみなさんへ安否の確認をします。</p> <div data-bbox="1095 1767 1301 1969" style="text-align: right;"> </div> <p style="text-align: right;">一時出国届</p>
<p>学籍異動（休学・復学・退学）に関する届出</p>	<p>学籍異動が発生する場合 休学・復学・退学などを希望し、学籍異動が発生する場合は、すみやかに学部事務室（01Cは学びステーション）と所属キャンパスの国際教育センターに連絡をしてください。</p>

みなさんが大学生活を送る上で大切な情報については、以下の通りお知らせしています。各自に必要な情報を見逃さないようにしてください。

manaba+R	<p>必要な情報を入手するために</p> <p>学生への情報提供・連絡は基本的にmanaba+Rで行います。</p> <p>manaba+Rは、必ず各自で確認をしてください。</p>
留学生メーリングリスト・学内アドレスに届くメールの確認	<p>国際教育センターからメールを受け取った場合</p> <p>manaba+Rの補助的役割として、留学生メーリングリスト(mlst-inter-jp@ml.ritsumeii.ac.jp)などで奨学金、授業料減免、在留資格に関連する情報を提供しています。留学生のメーリングリストは学内のメールアドレスに届きますので各自で確認をして下さい。</p> <p>※留学生メーリングリストが届かない場合は、すみやかに所属キャンパスの国際教育センターに届け出てください。</p>

(2) ^{がくない} ^{そうだんまどぐち} 学内での相談窓口

相談内容	相談窓口	備考
学生証を再発行したい	学びステーション	手数料 (2,000円) がかかります
学生証の有効期限が切れているので、裏面シールを受け取りたい。	学びステーション	
引越しをしたので住所変更を届け出たい 電話番号を変更したので届け出たい	学びステーション manaba+R	manaba+Rへログイン後、CAMPUS WEBへアクセスして登録を修正してください。住居地の市(区)役所で在留カードの住所変更手続き後国際教育センターへ在留カードの両面コピーを提出してください
各種証明書が欲しい (成績証明書・在学証明書など)	証明書自動発行機 または 学びステーション	奨学金受給証明書は各キャンパスの国際教育センターへ
授業に関することを相談したい (受講登録・履修相談など)	(衣笠・BKC)学部/研究科事務室 (OIC) 学びステーション	
休学・復学・退学したい	(衣笠・BKC)学部/研究科事務室 (OIC) 学びステーション および 国際教育センター	
在留資格について相談したい	国際教育センター	
国民健康保険料の補助を申し込みたい	国際教育センター	
事件・事故に巻き込まれた/ 起こしてしまった	学生オフィス、国際教育センター	
アルバイトのため資格外活動許可 をとりた	国際教育センター	居住地の地方出入国在留管理局に 自身で申請を行うこと
卒業後の進路について相談したい	キャリアセンター	
体調が悪い、健康について相談したい	保健センター	
カウンセリングの専門家と 話しをしたい	学生サポートルーム (学生オフィス)	
学内で忘れ物や落とし物をした	キャンパスインフォメーション	

※ 朱雀キャンパスの留学生の窓口は、朱雀独立研究科事務室です。内容によって衣笠国際教育センターが対応する場合がありますが、まずは朱雀独立研究科事務室に相談してください。

(3) 国際交流

1) 留学生向け国際交流イベントについて

国際教育センターでは様々な国際交流イベントに関する情報を発信しております。大学をはじめ、地方自治体や学生団体等から留学生向けの行事のお知らせや参加募集があれば、manaba+Rでお知らせいたします。

2) 学内の国際交流の場

立命館大学では、2018年度より「Beyond Borders Plaza」(BBP)を開設しました。「BBP」は日常的な国際交流、言語学習の場として利用でき、留学・国際交流関連イベントや留学生対象の説明会などの行事が行われています。日本・日本文化関連資料も用意され、海外のニュース番組視聴やコンピュータの利用も可能です。また、留学希望の学生向けに、海外大学資料やビデオ、海外留学関係書籍・雑誌などが用意されています。様々な交流会等も実施しますので、ぜひ参加してください。

3) 留学生チューター (TISA)

本学の在学生(主に学部生)が留学生チューター(TISA:Tutors for International Students Assembly)として、留学生の生活・学習の支援と、国際交流企画の運営を行っています。京都・滋賀・大阪の生活に関する日常生活サポートや学習支援を行っており、留学生の身近な相談役として各キャンパスで活動しています。留学生のみなさんが参加することも可能です。

4) 課外自主活動への参加

立命館大学では、約400のクラブ・サークルが活動しています。スポーツから伝統芸能まで多様な団体があり、留学生のみなさんも参加することができます。これらの課外自主活動は、活動を通じた日本人と留学生との国際交流はもちろん、練習に励んだり、チームで目標に向かって取り組んだりすることで、みなさん自身の人間的成長にもつながります。クラブ・サークルを探したい時は、学生オフィスで相談してください。(立命館大学の課外活動団体の一覧「サークルコレクション」<https://college.ritsumei.club/circle/>)

また、各学部には、オリター団(エンター団)や学部の学生スタッフなど、先輩が後輩のサポートをする組織があり、学習、学生生活、自治の面から上回生が新入生の支援を行っています。

3. 在留手続について

留学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本での滞在が許可されており、日本滞在中は、「出入国管理及び難民認定法」や「住民基本台帳法」などの日本の法律に従い、下記のような手続を行う必要があります。これらの手続は、みなさんが留学生として、大学で教育を受けるにあたってとても大切なことですので、必ず正しく手続を行ってください。

てつづき しゅるい 手続の種類	とりあつかいばしょ 取扱場所
ざいりゅうきかん こうしん 在留期間の更新	じゅうきよち かんかつ ちほうしゆつにゆうこくざいりゅうかんりきよく 住居地を管轄する地方出入国在留管理局
ざいりゅうしかく へんこう 在留資格の変更	
しかくがいかつどうきよか しんせい 資格外活動許可の申請	
さいにゆうこくきよか しんせい 再入国許可の申請	ちほうしゆつにゆうこくざいりゅうかんりきよく 地方出入国在留管理局 (有効な在留カードを所持しており、 出国後1年以内に日本での活動を継続するために 再入国する場合は原則として不要)
じゅうみんとらうく 住民登録	じゅうきよち し く やくしよ ちようそんやくば 住居地の市(区)役所、町村役場

(1) 大学による在留資格管理について

1) 出入国在留管理庁と文部科学省への定期報告について

立命館大学では、在籍する外国人留学生の在留状況について出入国在留管理庁と文部科学省に定期報告を行っています。外国人留学生を受入れる機関として、受入開始(入学・転入学等)又は終了(卒業・修了・退学・除籍)した場合には、14日以内に出入国在留管理庁に届け出ることが求められているからです。そのため、学籍異動(休学や退学など)が発生したり、在留資格の変更や在留期間の更新を行った場合は、すみやかに国際教育センターに届け出てください。

2) 文部科学省からの通知による在籍確認について

上記1)での定期報告に関わり、文部科学省は2019年6月12日に全国の国公立大学に対して、「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について」を通知しました。その中で外国人留学生については、1ヶ月以上の長期欠席者を文部科学省へ報告するよう、新たに義務付けています。

本学においても上記通知に対応する必要があり、毎月1回、外国人留学生のみなさんの在籍確認を実施しております。在籍確認の方法については、manaba+Rにて周知しておりますのでご確認ください。在籍確認に応じない外国人留学生のみなさんについては、1ヶ月以上の長期欠席者として、文部科学省へ報告することになりますので、所定の方法で手続きを行ってください。

3) 在留資格「留学」の失効について

卒業・修了・退学・除籍・休学後は在留資格「留学」のままでは日本に滞在できません。立命館大学を卒業・修了・退学・除籍・休学すると、「留学」の在留資格を失うこととなりますので、すみやかに帰国するか、日本での滞在を続ける場合は、他の在留資格に変更する必要があります。また、住居地を管轄する地方出入国在留管理局に卒業・修了・退学・除籍した日から14日以内にその旨を届け出なければなりません。(罰則規定があり、届出を行わないと更新時に不利に取り扱われる可能性があります。)

4) 在留資格取消制度について

在留資格「留学」のみなさんが、3ヶ月以上大学での学習を行っていない、もしくは卒業・修了・退学・除籍・休学となったにもかかわらず、日本での滞在を続けると、在留資格取り消しの対象となります。また、3ヶ月経過していなくても、大学で教育を受けるという活動を行っておらず、かつ、他の活動を行っているもしくは行おうとしている場合も、在留資格取り消し制度の対象となります。在留資格が取り消されると、最悪の場合は収容された後母国に強制送還され、5年間日本への入国が出来なくなり、日本での学習再開が認められなくなりますので注意してください。退学・除籍・休学の予定がある場合は、必ず事前に国際教育センターに連絡してください。

5) 資格外活動（アルバイトなど）について

日本国内で資格外活動違反容疑により摘発を受ける留学生が増えています。アルバイトをする際は、必ず資格外活動許可書を取得し、アルバイト内容・勤務時間数など、資格外活動許可範囲内で行ってください。資格外活動許可の申請方法および注意事項についてはP. 11-12を参照してください。

6) 文部科学省の「学校基本調査」について

文部科学省は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的として、毎年「学校基本調査」を実施しています。立命館大学でも、文部科学省の指導のもと、毎年5月1日時点で立命館大学に所属している留学生の皆さんの在留資格を確認しています。

毎年4月中旬頃、各キャンパスの国際教育センターから、みなさんに在留カード表裏のコピーの提出をお願いしています。提出されないと、正確な情報を調査に反映することができないため、留学生メーリングリストやmanaba+R等で案内があった際にはすみやかに在留カード表裏のコピーを所属キャンパスの国際教育センターに提出してください。

(2) 在留期間の更新

みなさんの多くは「留学」という在留資格で在学しており、認められる在留期間は4年3ヶ月、4年、3年3ヶ月、3年、2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年、6ヶ月、3ヶ月のいずれかとなっています。したがって、多くの留学生が大学在学中に在留期間の更新をしなければなりません。在留期間の更新は、自分の在留資格の期限を確認し、（在留期間の更新は在留期間のきれる3ヶ月前から申請できます）早めに更新手続を行ってください。また、在留期間を更新した場合、すでに取得している「資格外活動許可」「再入国許可」は無効になりますので、必要な場合は再度申請手続を行ってください。

地方出入国在留管理局に提出する「在留期間更新許可申請書」の「所属機関等作成用1~2」については、大学が作成した上で大学の印を押す必要があります。在留期間更新許可申請書の「申請人等作成用1~3」を記入の上、以下の必要書類を揃え所属キャンパスの国際教育センターに申し出てください。書類作成には日数がかかる場合がありますので早めに提出するようにしてください。

また、新型コロナウイルス感染症等の理由によりキャンパス入構制限が設けられている場合は、在留期間の更新受付をメールで行う場合があります。最新の情報は、manaba+Rで所属キャンパスの国際教育センターが発信しているお知らせを確認してください。

〈国際教育センターに提出する書類〉

- ・「在留期間更新許可申請書」申請人等作成用1~3
- ・在留カード（表裏）のコピー
- ・学生証（表裏）のコピー
- ・個人別時間割表のコピー

① 地方出入国在留管理局への申請に必要な書類：

a. 在留資格更新許可申請書（法務省のホームページからダウンロードできます。 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html ）
b. 在学証明書
c. 成績証明書
d. パスポート
e. 在留カード
f. 写真（縦4.0cm×横3.0cmで3カ月以内に撮影したもの）
g. 手数料4,000円（在留期間更新完了時に「収入印紙」にて納付）

※個人によって提出書類が異なる場合があります。

② 下記の点に注意してください：

- ・在留期間を更新したら、すぐに国際教育センターに新しい在留カード（表裏）の両面コピーを提出してください。
- ・取得単位数が極端に少ない場合は、在留期間の更新が認められず、日本に滞在できなくなる場合があります。

ざいりゅうしかく へんこう (3) 在留資格の変更

1) 在留資格「留学」への変更

大学の学部・大学院に在籍する留学生は、原則として「留学」の在留資格を取得することになっています。他の在留資格から「留学」の在留資格に変更する場合は、地方出入国在留管理局に提出する「在留資格変更許可申請書」の「所属機関等作成用1~2」について、大学が作成した上で大学の印を押す必要があります。以下の書類を揃えて国際教育センターに申し出てください。

〈国際教育センターに提出する書類〉

- ・「在留資格変更許可申請書」申請人等作成用1~3
- ・在留カード（表裏）のコピー ・学生証（表裏）のコピー ・個人別時間割表のコピー

① 地方出入国在留管理局への申請に必要な書類：

a. 在留資格変更許可申請書（法務省のホームページからダウンロードできます。 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html ）
b. 在学証明書
c. 成績証明書
d. パスポート
e. 在留カード
f. 写真（縦4.0cm×横3.0cmで3カ月以内に撮影したもの）
g. 手数料4,000円（在留資格変更完了時に「収入印紙」にて納付）

② 下記の点に注意してください：

- ・現在取得している在留資格や個人の在留状況等によって必要書類が異なる場合があります。
- ・現在取得している在留資格によっては変更が認められないものがありますので、地方出入国在留管理局に問い合わせてください。
- ・在留資格の変更が完了したら、すぐに国際教育センターに新しい在留カード（表裏）の両面コピーを必ず提出してください。

2) 「留学」以外の在留資格について

「留学」以外の在留資格の場合、授業料減免や留学生対象の多くの奨学金、国民健康保険料補助などの援助制度の対象外となります。在学中に「留学」以外の在留資格を有する場合、または「留学」から他の在留資格へ変更する場合は国際教育センターへ事前に相談してください。

3) 就労可能な在留資格への変更

「留学」の在留資格をもつ学生が日本での就職が決まった場合、在留資格を就労可能な在留資格に変更する必要があります。「留学」から就労可能な在留資格への変更については、各自で就職先企業や地方出入国在留管理局に相談してください。

(4) 「みなし再入国許可」と「再入国許可申請」について

在留期間中に帰国や海外旅行などで、一時的に日本を離れる場合には、「みなし再入国許可」か「再入国許可」のいずれかを申請してください。「みなし再入国許可」か「再入国許可」を受けておけば、再び日本に入国するとき、新たな在留資格の取得が免除されます。「みなし再入国許可」もしくは「再入国許可」を受けずに日本を出国すると在留資格は無効となりますので注意してください。また、一時的に日本を離れる場合には必ず国際教育センターのWEBページから「一時出国届」を提出してください。



1) 「みなし再入国許可」

「みなし再入国許可」制度により、有効な旅券及び在留カードを持つ人が、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則、再入国許可を受ける必要がなくなりました。出国時に、再入国用印カードのみなし再入国許可による出国の意志表明欄にチェックを入れ、入国審査官にみなし再入国許可による出国を希望することを伝えてください。

下記の点に注意してください：

- ・「みなし再入国許可」を受ける場合は、再入国希望者用の出入国カードを提出し、有効な旅券および在留カードを提示してください。
- ・「みなし再入国許可」で出国した者が出国後1年以内に再入国しない場合は、在留資格が失われるので注意してください。
- ・出国後1年未満に在留期限をむかえる場合は、在留期限までに再入国してください。

2) 「再入国許可」

1年以上日本に再入国しない場合は、「みなし再入国許可」ではなく、あらかじめ地方出入国在留管理局で「再入国許可」を取得してください。「再入国許可」は1回限り有効のものと、在留期間中なら何度でも有効なものがあります。申請に必要な書類等は、各自で地方出入国在留管理局に確認してください。再入国許可を受けておくと、再入国にあたり、通常必要とされる査証が免除されます。

(5) 資格外活動許可の申請について

在留資格「留学」の学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本での滞在が許可されています。したがって、その目的以外の活動をする場合、例えばアルバイトや、有償のインターンシップに参加をする場合には必ず事前に地方出入国在留管理局より「資格外活動許可」を受けなければなりません。「資格外活動許可」を受けずにアルバイト・有償のインターンシップを行った場合や、許可の範囲を超えてアルバイトを行った場合は、処罰の対象となることがあります。ただし、立命館大学との契約に基づいて行うTA（ティーチングアシスタント）、ES（教育サポーター）、RA（リサーチアシスタント）を行う場合に限っては「資格外活動許可」は必要ありません。

1) アルバイトの許可時間数

1週間につき28時間以内（夏期・冬期・春期休暇中に限り1日8時間、週40時間以内）

※複数のアルバイトをかけもちしている場合は、その合計時間が上記以内であること

※「1週間につき28時間以内」とは、どの曜日から1週の起算をした場合でも常に1週について28時間以内であること

2) 資格外活動許可申請の方法

① 申請に必要な書類：

a. 資格外活動許可申請書
b. 在留カードおよびパスポート（原本）
c. 当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類

※資格外活動許可申請書の用紙は、地方出入国在留管理局の窓口で入手できます。

また、法務省のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>

② 申請方法は以下の通りです。

上記の必要書類を準備して地方出入国在留管理局に提出する。



地方出入国在留管理局で、資格外活動しても問題がないと判断された場合、当日にパスポートに資格外活動許可証印シールが貼られ、在留カードに許可証印のスタンプが押される。

※資格外活動許可証印シールもしくは許可証印を受け取るまでは、アルバイトを行うことはできません。

3) 注意事項

アルバイトなど資格外活動をするときは、必ず資格外活動許可証印シールの貼られたパスポートもしくは許可証印のある在留カードを所持し、決められた範囲内でルールを守って行ってください。

- ① 「資格外活動許可」の期間はあなたの在留期限と同じです。在留期間を更新すると、更新前に取得した許可書は無効になります。在留期間更新後に改めて資格外活動許可の申請を行ってください。
- ② 日本出国期間中は申請が受理されません。
- ③ 風俗営業または風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。
- ④ 国費外国人留学生については、国際教育センターにて別途登録が必要となりますので、国際教育センターの窓口へ来て、指示に従ってください。
- ⑤ 休学中や卒業後は、在留期間が在留カード上では残っていてもアルバイトは出来ません。

風俗営業とは具体的には、キャバレー、スナック、ナイトクラブ、客の接待をして飲食させるバー・喫茶店、マージャン屋、パチンコ屋、ソーブランド、ファッションヘルス、インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事するアルバイトです。このような場所で血洗いや掃除などをすることも禁止されています。

(6) かくしゅとどけて 各種届出について

日本に在留する留学生のみなさんは、「出入国管理及び難民認定法」、「住民基本台帳法」など日本の法律に従う必要があります。正当な理由がなく住居地の届け出をしなかった場合や、虚偽の届け出をした場合、在留資格取消しなどの処罰の対象となりますので注意してください。

1) 各種届出の種類と届出先

届出の種類	届出先
① 住居地の届出	住居地の市（区）役所、町村役場
② 転出の届出	住居地の市（区）役所、町村役場
③ 転入の届出	新しい住居地の市（区）役所、町村役場
④ 所属機関に関する届出	地方出入国在留管理局
⑤ 大学への届出	所属キャンパスの国際教育センター

① 住居地の届出

新規渡日で、空港で在留カードを取得した場合は、14日以内に住居地の市（区）役所、町村役場に在留カードを持参し、「住居地の届出」を行ってください。

② 転出の届出

引越などで住居地が変わる場合は、14日以内に住居地の市（区）役所、町村役場に「転出届」を提出してください。

③ 転入の届出

上記②の「転出届」の提出後に、14日以内に新しい住居地の市（区）役所、町村役場に「転入届」を提出してください。転入届を提出した後は、あわせて新しい住居地の市（区）役所、町村役場で「国民健康保険」と「国民年金」への加入手続きを行ってください。（詳細はP. 27参照）

④ 活動機関に関する届出

所属機関の名称又は所在地の変更が生じた場合、及び立命館大学を卒業・修了・退学・除籍した場合は、その事由が発生してから14日以内に住居地を管轄する地方出入国在留管理局に「活動機関に関する届出」（移籍もしくは離脱）を提出してください。

⑤ 大学への届出

住所を変更した後や在留期間が更新された後など、在留カードの記載内容に変更があった場合は、必ず所属キャンパスの国際教育センターに在留カードのコピー（表裏）を提出してください。

2) 注意事項

在留カードは常時携帯義務がありますので、常に持ち歩くようにしてください。

3) 在留カードを紛失した場合について

在留カードを紛失した場合は、再交付が可能です。再交付にあたっては以下のものを揃え、紛失が発覚した日から14日以内に地方出入国在留管理局に行き、在留カードの再交付申請をしてください。

再交付を受けた後は、必ず所属キャンパスの国際教育センターに新しいカードの表・裏両面のコピーを提出してください。

① 再交付申請に必要なもの

書類の種類	注意点
在留カード再交付申請書	在留カード再交付申請書 申請書の様式は、法務省のホームページからダウンロードしてください。
カードを紛失したことを証明する資料(※1)	遺失届出証明書、盗難届出証明書、り災証明書(※1)など、ご自身が紛失した事由に該当するものを用意してください。なんらかの事情により用意ができない場合は、書類が用意できない理由を述べた理由書および、紛失した状況を記載した報告書をご自身で作成して地方出入国在留管理局に提出してください。
証明写真	タテ4cm×ヨコ3cm、無帽無背景、3か月以内に撮影した新しいもの。
パスポート	原本を持参して下さい。
学生証	立命館大学の学生であることの身分証明として、地方出入国在留管理局に行くときは念のため携帯しておいてください。

※1 紛失した場合は「遺失届出証明書」を警察署で発行してください。盗まれた場合は「盗難届出証明書」を警察署で発行してください。また、火災や自然災害で紛失・破損した場合は「り災証明書」を、現在の住所を管轄している区役所もしくは市役所で発行してください。

② 補足事項

- 手数料は不要です。
- 基本的には申し込みをしたその日に即日発行されますが、後日交付される場合もあります。
- 新しい在留カードは、以前所持していたものとは違うカード番号が付与されています。新しいカード情報を大学で登録する必要がありますので、新しい在留カードを受け取った後は、所属キャンパスの国際教育センターに表裏両面のコピーを必ず提出してください。

ちほうしゆつにゆうこくざいりゆうかんりきよく ばしよ
(7) 地方出入国在留管理局の場所

《大阪出入国在留管理局 京都出張所》

〒606-8395

京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12

京都第二地方合同庁舎4F

TEL:075-752-5997

受付時間:9:00~12:00 / 13:00~16:00

(土・日曜日、休日を除く)

交通機関:

- ①京阪電車 京阪神宮丸太町駅下車、丸太町通を東へ約500メートル
- ②京都市バス 熊野神社前下車



交通
 1. 京阪電車 京阪丸太町駅下車 丸太町通を東へ約500メートル
 2. 京都市バス (北大路駅または京駅から乗車) 204・206系統で熊野神社前下車

《大阪出入国在留管理局 大津出張所》

〒520-0044

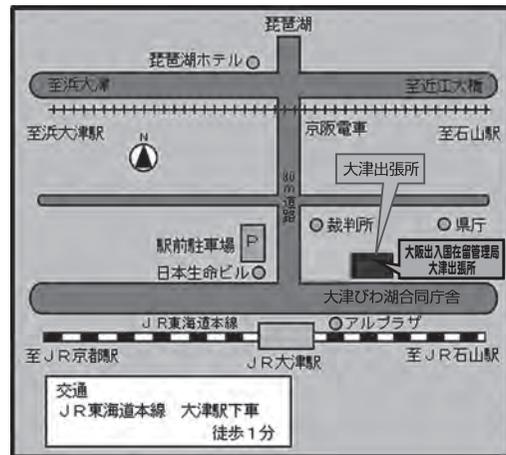
滋賀県大津市京町3-1-1大津びわ湖合同庁舎6階

TEL:077-511-4231

受付時間:9:00~12:00 / 13:00~16:00

(土・日曜日、休日を除く)

交通機関:JR大津駅北出口(びわこ口)から徒歩1分



《大阪出入国在留管理局》

〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目29番53号

TEL:06-4703-2158 (大阪出入国在留管理局)

留学・研修審査部門)

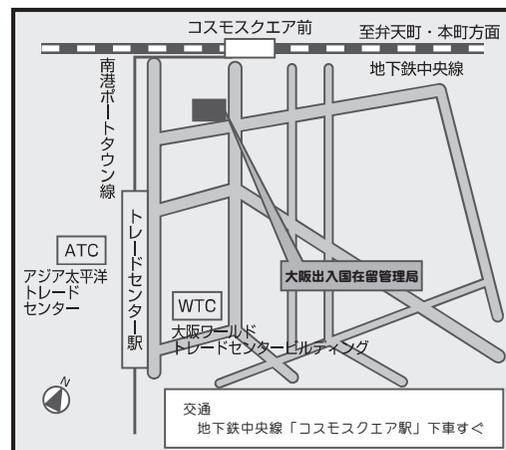
0570-013-904 (外国人在留総合)

インフォメーションセンター)

海外からは 03-5796-7112

受付時間:9:00~16:00 (土・日曜日、休日を除く)

交通機関:地下鉄中央線[コスモスクエア駅]下車すぐ



4. 奨学金・授業料減免

(1) 概要

立命館大学には外国人留学生向けの様々な奨学金・授業料減免等の支援制度が設けられています。支援の種類は大きく分けて「授業料減免」と「大学から推薦を行う奨学金」の2種類になります。これらの支援制度への応募資格として、在留資格「留学」を必要とする場合がほとんどですが、在留資格「留学」を必要としない奨学金等もあります。これらの支援を希望する者は必ず後述する申請の手続きをしてください。奨学金等は、基本的に学業その他において活躍が認められる学生に対して与えられるものです。全ての留学生が採用されるわけではありません。また、それぞれの奨学金等には、さまざまな応募資格や条件、応募方法があり、経済的に困難であるという理由だけで奨学金等が受給できるわけではありません。奨学金によっては、申請するためや、受給のために、日本国内の銀行口座が必要となる場合があります。また、日本国内に滞在している必要がある場合もあります。申請方法を理解し、締切日等に十分に注意してください。

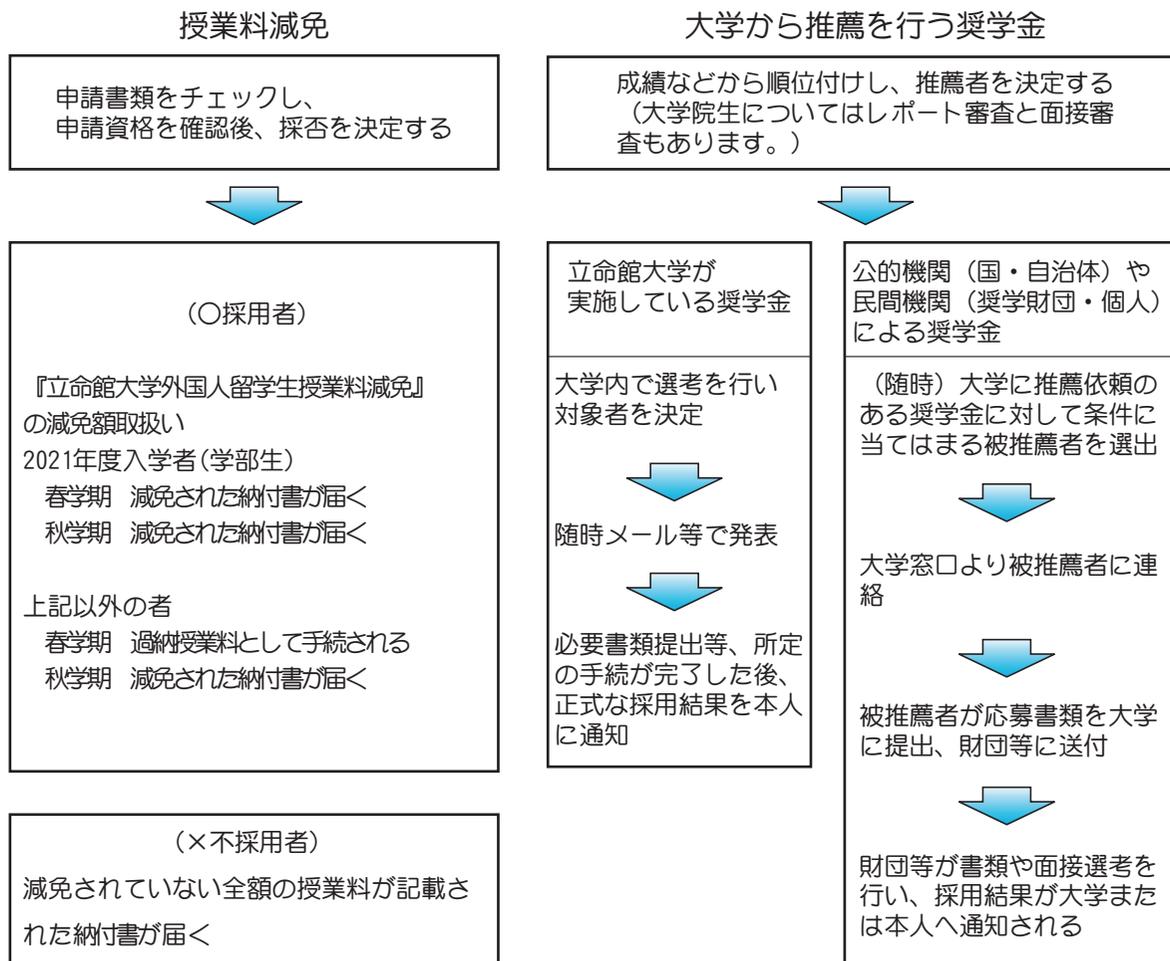
支援種別		対象者
1) 授業料減免	①立命館大学外国人留学生授業料減免	全回生 (標準修業年限以内)
2) 奨学金 (大学から推薦を行う)	②立命館大学が実施している奨学金	全回生
	③公的機関(国・自治体)や民間機関 (奨学財団・個人)による奨学金	
3) 個人で応募する奨学金(大学の推薦を必要としない)		各奨学金による
4) 入学時に決まる奨学金(大学から推薦を行う)		各奨学金による

※留学生を対象とした支援制度に関する情報は、国際教育センターからmanaba+Rや留学生メーリングリスト、国際教育センターのホームページ等を通じて案内しますので、定期的に確認するようにしてください。

※国際教育センター以外で取り扱う奨学金等は、学びステーション、学生オフィス、大学院課および朱雀独立研究科事務室などに問い合わせてください。

※奨学金等の詳細は別項の奨学金一覧を参照してください。

(2) 申請の流れ



(3) 授業料減免について

立命館大学外国人留学生授業料減免

- A0英語基準入学試験または推薦英語基準入学試験を除く入学試験により入学した者については、奨学金申請者の有資格者のうち、成績基準の上位者に授業料減免が適用され、それ以外の者については授業料減免は適用されません。
- A0英語基準入学試験または推薦英語入学試験により入学した者、大学院生については、申請者のうち、有資格者全員に授業料減免が適用されます。
- 詳細は、奨学金申請要項等を確認してください。

応募資格 ○立命館大学の学部または大学院の正規課程で学籍が「在学」もしくは「留学」であること
(休学は在学ではない)

○在留資格が「留学」であること

○私費外国人留学生であること

減免期間 1年間 ※院生1種のみ標準修業年限の期間

申請時期 4月入学者：春期申請 4月上旬

9月入学者：秋期申請 10月上旬

<共通の注意事項>

※立命館大学外国人留学生授業料減免を希望する者は、毎年度「立命館大学私費外国人留学生奨学金申請」を行ってください。在学中に一度申請すれば、自動的に減免されるというものではありませんので、十分注意してください。

※経営管理研究科の申請者で、授業料減免採用者には、通常の学生よりも遅く請求書が届きます。

※年間授業料を全額納付した者および、秋学期入学者には、減免額を学期末以降に返還します。

※申請後、休学・退学・留学が決まった場合は速やかに各キャンパスの国際教育センターに報告してください。

※減免の選考方法については、募集要項を確認してください。

<立命館大学留学生授業料減免・学部生>

日本語基準 ※A0英語基準入学試験 または推薦英語基準入学試験以外の 入学試験により入学した者	学部生Ⅰ種（授業料の100%減免）：有資格の申請者の上位10%以内
	学部生Ⅱ種（授業料の50%減免）：有資格の申請者のⅠ種に次ぐ上位10%以内
	学部生Ⅲ種（授業料の20%減免）：有資格の申請者のⅠ種・Ⅱ種に次ぐ上位50%以内
英語基準 ※A0英語基準入学試験 または推薦英語基準入学試験に よって入学した者	学部生Ⅰ種（授業料の100%減免）：有資格の申請者の上位10%以内
	学部生Ⅱ種（授業料の50%減免）：有資格の申請者のⅠ種に次ぐ上位10%以内
	学部生Ⅲ種（授業料の20%減免）：Ⅰ種・Ⅱ種に次ぐ有資格の申請者

<立命館大学外国人留学生授業料減免・大学院生>

全研究科	院生Ⅰ種（授業料の100%減免）：入試合格時に決定します
	院生Ⅱ種（授業料の20%減免）：Ⅰ種を除く有資格の申請者

しょうがくきん (4) 奨学金について

1) 大学から推薦を行う奨学金

大学から推薦を行う奨学金は、「立命館大学が実施している奨学金」と「公的機関（国・自治体）や民間機関（奨学財団・個人）による奨学金」があります。また、奨学金の一覧はP. 20-23の「(7)奨学金一覧」で確認してください。奨学金によって、支給期間や支給額が異なります。

2) 個人で応募する奨学金

個人で応募する奨学金（大学の推薦を必要としない）に関する情報が大学に届いた場合は、随時国際教育センターからmanaba+Rやメール、国際教育センターのホームページ等を通じて案内します。また、それ以外にも独自に募集、選考を行う奨学金もありますので、財団ホームページ等を確認してください。

※個人で奨学金等に応募した場合、必ず国際教育センターに届け出てください。

(5) 授業料減免および奨学金の申請方法について

授業料減免と奨学金の申請方法については、manaba+Rやメール、国際教育センターのホームページ等を通じて確認をしてください。

(6) 奨学金受給に関する証明書について

在留資格の更新やパスポートの更新等で、奨学金を受給している証明書が必要な場合は、国際教育センターで有料で取得することができます。

- 1) 申請方法：各キャンパスの国際教育センターで「証明書交付申請書」に必要事項を記入して証紙を添えて申請してください。申請受付時間は窓口開室時間内です。
- 2) 受け取り方法：窓口または郵送
- 3) 発行のための所要日数：申し込みから1週間程度
※証明書の種類によっては更に日数がかかる場合があります。
- 4) 発行手数料：1通 200円
- 5) 発行する証明書：授業料減免証明書、国費外国人留学生証明書、文部科学省外国人留学生学習奨励費受給証明書、ADB-JSP奨学金受給証明書

しょうがくきんいちらん
(7) 奨学金一覧

◆授業料減免・奨学金一覧（2020年度の推薦・新規採用の実績）

* 募集期間の春期と秋期は、奨学金申請の期間を表しています。

1) 授業料減免

授業料減免名称	応募資格(2020年度実績)					日本語能力	授業料減免条件		2020年度募集期間
	学部/院	専攻	回生	国・地域	年齢		金額	期間	
立命館大学 私費外国人留学生	学部	-	-	-	-	-	授業料の一部減免 (詳細は当該項参照)	1年	春 / 秋期
	大学院							1年※1種のみ 標準修業年限	

2) 立命館大学が実施している奨学金

奨学金名称	応募資格(2020年度実績)※特記事項のみ					日本語能力	奨学金条件		2020年度募集期間	2020年度推薦人数	2020年度採用実績
	学部/院	専攻	回生	国・地域	年齢		金額	期間			
安藤百福留学生奨学金	学部			アジア諸国	30歳未満		年額 1,000,000 円	1年	春期	2名	2名
	大学院									2名	2名
学校法人立命館教職員による 留学生支援金	学部						年額 250,000 円	1年	春期	17名	7名
	大学院										10名
立命館大学父母教育後援会 留学生支援奨学金	学部						年額 250,000 円	1年	春期	20名	20名

3) 民間・公的機関による奨学金（大学で推薦を行うもの）（参考）

この情報は過年度の奨学金の募集等をまとめたものです。

2020年度に新たに募集があるかについては、民間・公的機関の予定によります。

公募と書かれているものも、奨学金申請の手続きをしないと応募できないものがあります。

奨学金名称	応募資格(2020年度実績)※特記事項のみ					日本語能力	奨学金条件		2020年度募集期間	2020年度推薦人数	2020年度採用実績
	学部/院	専攻	回生	国・地域	年齢		金額	期間			
文部科学省私費外国人留学生 学習奨励費 (12か月採用)	学部						月額 48,000 円	1年	春期	9名	9名
	大学院									4名	4名
旭硝子財団	大学院	医・歯・ 薬(6年制) 獣医学以外	M1・D1	タイ インドネシア 中国・韓国		要	月額100,000円	標準修業 年限内	春期	1名	0名
アジア国際交流奨学金財団 留学生奨学金 (川口静記念奨学生)	学部			アジア諸国	30歳未満	要	月額 60,000 円	1年	秋期	0名	0名
	大学院				35歳未満		M月額 60,000 円 D月額 70,000 円				
味の素奨学会	大学院	食・栄養・ 保健分野 (理系)		アジア・ 南米・ アフリカ	30歳未満	要	月額 150,000 円	最長 2 年	春期	1名	0名
岩谷国際留学生奨学助成	大学院	自然科学系 および 関連分野		東アジア・ 東南アジア 諸国	M30歳未満	要	月額 150,000 円	1年	秋期	2名	0名
					D35歳未満					0名	0名
市川国際奨学財団 外国人留学生（春募集）	学部			アジア諸国	35歳未満	要	月額 100,000 円	2年	秋期	0名	0名
	大学院									2名	1名
市川国際奨学財団 外国人留学生（秋募集）	学部			アジア諸国	35歳未満	要	月額100,000円	1年	春期	2名	1名
	大学院									0名	0名

奨学金名称	応募資格(2020年度実績)※特記事項のみ					日本語能力	奨学金条件		2020年度募集期間	2020年度推薦人数	2020年度採用実績
	学部/院	専攻	回生	国・地域	年齢		金額	期間			
大塚敏英奨学金財団	大学院	経営学、 医学・薬学に 関連深い工学		アジア・アフリカ (中東・アジア)を除く アジア オセアニア	38歳以下		年額2,000,000円、 1,500,000円 または1,000,000円	1年	秋期	2名	1名
加藤朝雄国際奨学金財団奨学金	大学院			アジア 諸国	M30歳以下 D35歳以下	要	M月額 130,000円 D月額 150,000円	2年	秋期	2名	2名
かめのり財団アジア大学院 留学生奨学金	大学院	人文科学 及び 社会科学	新M1 新D1	中国・韓国・ 台湾・韓国及び 東南アジアの諸国		要	月額200,000円	標準修業 年限	秋期	0名	0名
共立国際交流奨学金財団奨学金	大学院		D1等	アジア 諸国		要	月額 100,000円	2年	秋期	1名	0名
共立メンテナンス奨学金基金 奨学金	学部		1~3回生	アジア 諸国		要	月額 60,000円	1年	秋期	1名	0名
KDDI財団外国人留学生助成	大学院	※1			35歳以下		月額100,000円	6ヶ月 または 12ヶ月	春期	1名	0名
国際日本文化研究交流財団	大学院	京都府内の 博士課程後期 課程在学者	D1~3			要	月額100,000円	最長3年	春期	1名	1名
小林財団 外国人留学生奨学金	学部 大学院		3・4回生	アジア 諸国	35歳以下	要	月額 150,000円 月額 180,000円	標準修業 年限内	秋期	1名 1名	1名 1名
SG財団 (旧佐川留學生奨学金財団) 私費外国人留學生奨学金	学部 大学院		新3回生 新M1・新D2	ASEAN 諸国	27歳以下 35歳以下	要	月額 100,000円	2年	秋期	1名 0名	0名 0名
佐藤陽国際奨学金財団 私費外国人留學生奨学金 (秋募集)	学部 大学院			中国、韓国、 台湾を除く アジア諸国		要	月額 150,000円 月額 180,000円	2年	春期	2名 0名	1名 0名
佐藤陽国際奨学金財団 私費外国人留學生奨学金 (春募集)	学部 大学院		新入生のみ	中国、韓国 台湾を除く アジア諸国		要	月額150,000円 月額180,000円	2年 標準修業年限 ※Dのみ 中間審査あり	秋期	0名	0名
JEES修学奨学金 (旧JEES一般奨学金)	学部 大学院					要	月額30,000円	最長2年	春期	1名	0名
JEES日本語教育普及奨学金 (日本語能力試験)	学部 大学院	※2				要	月額50,000円	最長2年	4月頃 公募	3名	1名
JEES日本語教育普及奨学金 (日本語教育能力検定試験)	学部 大学院	※3				要	月額50,000円	最長2年	4月頃 公募	0名	0名
JEES日本語教育普及奨学金 (少数受入国)	学部 大学院			指定された 少数受入国		要	月額50,000円	最長2年	4月頃 公募	0名	0名
JTグローバル奨学金 (旧JTアジア奨学金) ※2020年度で終了	大学院			指定された アジア諸国	35歳未満	要	月額150,000円	最長2年	秋期	2名	0名
生命保険協会留學生奨学金	学部 大学院	※4	新3回生 新M1	指定された アジア諸国		要	月額100,000円	2年	秋期	2名 0名	1名 0名
朝鮮奨学会 大学・大学院奨学生	学部 大学院			韓国または 朝鮮籍	30歳未満 40歳未満	要	月額 25,000円 M月額 40,000円 D月額 70,000円	1年	春期	2名 1名	1名 1名
京都市国際交流協会 張鳳俊(チャンボンジュン) 奨学金基金	学部 大学院	京都市内の 大学在籍者	2回生以上	指定された アジア諸国 の者		要	月額 50,000円	1年	2020年度募集中止		
ドコモ留學生奨学金	大学院	通信技術 情報処理 分野※5	M1	指定された アジア諸国		要	月額 120,000円	2年	公募	2名	0名
T. パナージインド 留學生奨学金	学部 大学院			インド			月額 100,000円	標準修業 年限内	秋期	1名	0名
大遊協国際交流・援助・ 研究協会	学部 大学院	大阪府下に 居住し且つ OIC在籍者	1回生 M1・D1			要	月額 50,000円 月額 70,000円	標準修業 年限内	秋期	1名 0名	0名 0名

奨学金名称	応募資格(2020年度実績)※特記事項のみ					日本語能力	奨学金条件		2020年度 募集期間	2020年度 推薦人数	2020年度 採用実績
	学部/院	専攻	回生	国・地域	年齢		金額	期間			
豊田通商留学生奨学金	学 部	経済、法律等の社会科学、人文科学及び理工学	3回生			要	月額100,000円	2年	秋期	2名	0名
西村奨学財団	学 部	大阪府内 居住者	3回生	アジア 諸国の者		要	月額 120,000 円	標準修業 年限	春期	2名	2名
	大学院		M1・D1							0名	0名
日揮・実吉奨学会	大学院	理工学				要	年額 250,000 円	1年	春期	1名	1名
橋本循記念会奨学生	学 部	人文科学		東アジア 諸国		要	月額 100,000 円	標準修業 年限内	春期	2名	1名
	大学院									1名	0名
橋谷奨学会奨学生	学 部			インドネシア		要	月額 100,000 円	標準修業 年限内	春期	1名	0名
	大学院										
服部国際奨学財団奨学生	学 部			ASEAN 諸国	30歳未満	要	月額 100,000 円	2年	秋期	2名	2名
	大学院				M35歳未満					0名	0名
					D40歳未満						
バル井上財団	学部		2回生以上			要	月額25,000円	1年	春期	1名	1名
滋賀県国際協会 びわこ奨学生	学 部	滋賀県内に 居住し且つ BKC在籍者				要	月額 20,000 円	1年	春期	2名	1名
	大学院									1名	1名
ヒロセ国際奨学財団 外国人留学生奨学生	学 部			アジア 諸国	35歳以下	要	月額 150,000 円	1年 (延長有)	秋期	0名	0名
	大学院						月額 200,000 円			0名	0名
平和中島財団 外国人留学生奨学生 (中島健吉記念奨学金)	学 部					要	月額 100,000 円	1年	9月頃 公募	1名	0名
	大学院								1名	0名	
三菱商事留学生奨学金	学 部		3・4回生				月額100,000円	標準修業 年限内	秋期	3名	1名
	大学院						月額150,000円			2名	0名
安田奨学財団(一般枠)	学 部	法学 経済学 経営学	新2回生			要	月額100,000円	最長3年	秋期	6名	1名
安田奨学財団(スポーツ枠)	学 部	※6	1~3回生			要	月額100,000円	標準修業 年限	4月頃 公募	0名	0名
ユアサ留学生奨学金 ※2020年度で終了	大学院			東アジア 東南アジア 地域諸国		要	月額100,000円	標準修業 年限	秋期	1名	1名
ロータリー米山記念奨学生	学 部		新3・4回生		45歳未満	要	月額100,000円	標準修業 年限内	9月頃 公募	5名	1名
	大学院		新M1・2 新D2・3				月額140,000円			5名	3名

※1 法律、政治、経済、社会、文化、技術の各分野において情報通信またはこれと関連する事項をテーマとした研究に取り組んでいる者。

※2 日本語指導者養成に密接な分野を専攻し、前年度日本国内で実施した日本語能力試験N1を受験し基準点以上の成績を修めた者。

※3 前年度実施された日本語教育能力検定試験を受験し合格した者。

※4 金融業界、特に生命保険に関心のある者。

※5 通信技術、情報処理技術及びその関連部門を専攻する者。人文社会学部門を専攻する者は、研究に「通信・情報処理」が活用されていると大学が認めた者。

※6 大学公認の運動部に所属し真摯な取組み姿勢が感じられ、今後の成果が期待できる者。

- ・奨学金条件、その他は変更になる場合があります。
- ・日本語能力の欄に要とあるものは、日本語能力が求められます。

4) 個人で応募するもの(大学の推薦を必要としないもの)
 ※各財団のホームページより募集要項をよく確認してください。

奨学金名称	応募資格(2020年度)※特記事項のみ					日本語能力	奨学金条件		募集期間
	学部/院	専攻	回生	国・地域	年齢		金額	期間	
大塚敏美育英奨学財団	大学院	※1				要	年額2,000,000円,1,500,000円 もしくは1,000,000円 (併給の場合年額500,000円)	1年	4~5月頃
日本台湾交流協会	大学院			台湾	1986年 4月2日以降に 出生した者		月額144,000円~145,000円	標準修業 年限	9~10月
似鳥国際奨学財団奨学金	学部 大学院		2~4回生 M1・2のみ			要	月額110,000円	1年	8~11月
東華教育文化交流財団	学部 大学院		3・4回生 全回生	中国 (台湾、 マカオ、 香港含む)			月額100,000円	1年	10月
日本友好協会 アリアケジャパン奨学金 (名称変更)	大学院	※1		中国	1990年 4月2日以降に 出生した者		月額70,000円	1年	11月
台湾同郷会奨学金	学部 大学院			台湾		要	年額120,000円	1年	9月

※1 専攻については財団のホームページで確認してください。

※奨学金条件、その他は変更になる場合があります。
 ※日本語能力の欄に要とあるものは、日本語能力が求められます。詳細については、奨学金ごとに奨学金の
 ホームページ等の確認をしてください。

5) 入学時に決まる奨学金(大学から推薦を行う)

奨学金名称	応募資格(2020年度実績)※特記事項のみ					日本語能力	奨学金条件		2020年度 募集期間	2020年度 推薦人数	2020年度 採用実績
	学部/院	専攻	回生	国・地域	年齢		金額	期間			
松下幸之助記念財団	大学院		新M1	アジア アフリカ ラテン アメリカ		要	入学金助成金300,000円 渡航費支援 奨学金月額120,000円	標準修業 年限	8月	3名	2名
文部科学省私費外国人 留学生学習奨励費	学部		新入生				月額48,000円	1年	春期	181名	181名
								6か月	秋期	46名	46名
	1年							春期	12名	12名	
	6か月							秋期	29名	29名	

5. 生活情報

(1) 住居

1) 物件の探し方

みなさんは、大学周辺の下宿やアパートなどで生活することになります。大学や駅周辺には学生向けの物件を扱っている不動産業者が多数ありますので、各自で探してください。

2) 連帯保証人について

日本では住居を借りる際に、貸主が保証を担保するために連帯保証人をつけることを求められます。立命館大学では、留学生のみなさんがスムーズに賃貸借契約の締結が出来るように、下記の保証会社を推奨しています。アパートやマンションの契約を締結する場合は、下記の保証会社を利用し賃貸借契約を締結してください。本学の留学生（在留資格を問わない）であれば、特別料金で保証を受けることができます。

※立命館大学および立命館大学の教職員は、賃貸借契約の連帯保証人にはなりませんので、連帯保証人が必要な場合は、以下の保証会社等を利用してください。

推奨する保証会社

Global Trust Networks (GTN) グローバルトラストネットワークス
 【日本語】 <http://www.gtn.co.jp/>
 【英語】 <http://www.gtn.co.jp/en/>
 【韓国語】 <http://www.gtn.co.jp/ko/>
 【中国語】 <http://www.gtn.co.jp/zh-CHS/>
 【ベトナム語】 <http://www.gtn.co.jp/vi/>

サービス内容

- ① 多言語でのサポートが受けられます。
英語・中国語・朝鮮語・ベトナム語・ネパール語による対応が可能です。
- ② 連帯保証人を立てる必要がありません。
緊急連絡先として本国の家族（両親）、国内（国籍不問）計2名の連絡先のみで保証が受けられます。
- ③ 生活のサポートがあります。
電気・ガス・水道の利用開始等に関する電話サポート、賃貸借契約の解約・更新手続き等のサポートを受けることができます。

GTNの保証が利用可能な不動産業者

加入を希望する場合は、下記窓口まで問い合わせてください。

【衣笠キャンパス】

■立命館生協 衣笠住まいさがしセンター

TEL : 0120-606-315

<http://www.ritsco-op.jp/shopinformation/kinugasa/sumaicenter.html>

■株式会社学生ハウジング 立命館衣笠店

TEL : 0800-200-3215

<https://www.3215.co.jp/>

■株式会社フラットエージェンシー 本店

TEL : 0120-75-0669

<https://flat-a.co.jp/>

【びわこ・くさつキャンパス(BKC)】

■立命館生協 BKC住まいさがしセンター

TEL : 0120-077-390

<http://www.ritsco-op.jp/re/bkc/index.php>

■株式会社学生情報センター (Nasic)

TEL : 0120-356-542

<http://749.jp/25/s/2552/2>

【大阪いばらきキャンパス(OIC)】

■立命館生協 OIC住まいさがしセンター

TEL : 0120-283-481

<http://www.oicliving.jp/>

■株式会社 ジェイ・エス・ビー・ネットワーク UniLife茨木店

TEL : 0120-332-617

<http://unilife.co.jp/store/272/>

* 上記以外にもGTNのサービスが利用可能な不動産会社は多数あります。

3) 入居中の注意

① 家賃は決められた日に支払う

毎月の家賃・共益費の支払いは、必ず期日を守ってください。休暇中など長期に渡って不在にする場合も忘れずに支払いを行ってください。滞納すると、強制退去になる場合もあります。

② 部屋は改装できない

大家さんの許可を得ずに部屋を改装することはできません。壁にくぎを打つことも禁止されている場合がありますので、必ず事前に確認してください。

③ 入居者しか住めない

契約書に名前の載っていない人がアパートに住むことは契約違反となります。友人と一緒に住みたい場合には大家さんに事前に相談してください。

※家族が訪ねてきても、長い間一緒に住むことはできません。家族や親戚が一時的に滞在する場合は、事前に大家さんの許可を得てください。

④ 住人としてのマナーを守る

夜中に大声を出したり、パーティーを開き騒ぐなどして、周りの住民へ迷惑をかけてはいけません。また、下宿やアパートで決められたルールは必ず守ってください。

⑤ ゴミは決められた通りに捨てる

住む地域によって、ゴミの収集日やゴミの分別方法は異なりますので、ゴミは決められた通りに捨てましょう。ゴミの捨て方は市（区）役所などで案内しています。

4) 退去時の注意

① 退去届を出す

ほとんどの住居では、退去する1~2ヶ月前までに不動産会社と大家さんへ知らせなければなりません。まずは、不動産会社へ退去届を出してください。

※退去届の提出が遅れると、家賃を追加で支払わなくてはならない場合がありますので注意してください。

② 電気などの解約をし、家電製品・大型ゴミを適切に捨てる

③ 退去手続に立会う

退去する時は、部屋を入居した時と同じ状態にしてください。持ち物やゴミが残っていると、トラブルになることがあります。また、鍵を返す際にはどのように返したらいいか事前に大家さんや不動産会社に確認してください。

④ 敷金を清算する

5) その他

府・県営住宅、市営住宅などへの入居の募集があることがあります。

また、不動産用語（礼金・敷金・更新料など）でわからない言葉があった場合は、必ず契約時に内容も含め確認してください。

(2) こくみんけんこうほけん 国民健康保険・こくみんねんきん 国民年金

1) 国民健康保険

① 国民健康保険（以下「国保」）について

日本の医療機関で治療を受けると高額な治療費がかかり、経済的に大きな負担となります。国保は、病気やケガをした時に、国、居住している市区町村および個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく治療が受けられることを目的とした医療保険制度の1つです。病気やケガで医療保険を取り扱う医療機関に行った時、国保の保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち、治療費の70%が国保によって負担されるため、30%の負担割合を支払うだけで治療を受けることができます。

② 国保への加入義務

国民健康保険法施行規則（1986年4月1日、2004年6月8日改正）により、3ヶ月以上日本に滞在予定で、居住する市区町村役所で住民登録をした留学生はすべて国保への加入が義務づけられています。また、自分の意思により、任意に脱退することはできません。

③ 国保への加入手続と届出

- a. 国保への加入手続は、居住地の区役所保険年金課もしくは市役所の国民健康保険課に「パスポート」と「在留カード」を持参して行います。
- b. 国保は住民登録を行った時点から資格が発生しますので、住民登録を行う時に一緒に手続をしてください。住民登録後すぐに加入しなかった場合、加入以前の保険料をさかのぼって徴収されますので注意してください。また、加入が遅れてしまった期間にかかった医療費は全額自己負担となりますので注意してください。
- c. 入学前に日本国内に居住していた留学生の場合は、新しく居住する場所の市（区）役所などで転入手続を行う時に、国保の手続も行ってください。以前居住していた場所の市（区）役所などが交付した保険証は使えません。
- d. 次の場合は、区役所保険年金課または市役所の国民健康保険課へ必ず各自で届け出なければなりません。
 - ・住所、氏名などが変わった場合→変わった日から14日以内
 - ・留学や休学、卒業/修了などで日本を出国する場合→日本を出国する前

※注意事項：留学や休学で日本を離れる際、市（区）役所への届け出をしなかった場合、新しい保険証の交付を受けられなくなったり、日本を離れていた期間の保険料を納めなければならなくなります。

④ 保険料および減額申請

毎月の保険料は、市区町村ごとに異なります。前年度の総収入が少ない場合、最高7割まで保険料の減免を受けることができますので、保険料に関する相談は居住地の市（区）役所の保険年金課・国民健康保険課の窓口にお問い合わせください。但し、アルバイトなどによる所得が多いと減免が受けられない場合があります。なお、留学生で所得が無いからという理由で自動的に保険料が減免されるわけではありませんので、必ず所定の手続きを行ってください。減免を受けるには年度ごとの申請が必要です。所得申告にかかわる申請書は、居住地の市（区）役所の窓口で取得できます。

⑤ 高額医療費について

1ヶ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、市(区)役所の国民健康保険担当課に申請して認められれば、限度額を超えた分が高額医療費として、自身で精算した後、払い戻されます。なお、最高自己負担額や手続きについては、市(区)役所へ問い合わせてください。

2) 国民健康保険加入推進事業について

立命館大学および京都市では、私費外国人留学生のみなさんの保険料の負担を軽くするための制度がありますので、対象者はぜひ利用してください。

※これらの補助を受けるには、年度ごとの申請が必要です。また、国民健康保険料の未納があれば補助を受けることができません。

① 立命館大学父母教育後援会留学生支援事業

対象：父母教育後援会に加入している正規課程の学部留学生。ただし、一世帯につき1名分の補助とします。(大学院生・短期留学生は対象となりません)

内容：保険料の一部補助（年間5,000円）

募集：年2回（春学期または秋学期）【予定】

※留学生メーリングリスト、manaba+R、国際教育センターホームページ等で案内します。

② 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業

対象：京都市在住で在留資格が「留学」の私費外国人留学生

内容：保険料の一部補助（月額700円）

募集：9月/3月

条件：京都市国民健康保険に6ヶ月以上加入していること

日本政府からの奨学金、またはそれと同額程度の奨学金の支給を受けていない私費外国人留学生であること

※補助金の振込み金融機関は「ゆうちょ銀行」に限定されています。申請予定者は「ゆうちょ銀行」の口座を開設してください。

※上記事業および補助額は変更となる場合もあります。

※manaba+Rや各キャンパスの国際教育センターで案内します。

3) 国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の者は、留学生を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。ただし、学生の場合は、「学生納付特例」により申請にもとづいて保険料の納付が猶予されます。詳細については、「日本年金機構」ホームページを確認してください。

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/index.html>

(3) マイナンバー制度

「マイナンバー制度」とは2016年1月から開始した新しい社会保障・税番号制度で、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバーは、日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる12桁の番号で、住所が変わったとしても日本にいる限り同じ番号を使い続けます。

マイナンバー通知書が届いたら、氏名、住所等に間違いがないか確認し、「通知カード」（紙）は絶対紛失しないように保管をしてください。2016年1月以降、市役所等で転居や転出などの行政手続を行うときやアルバイトをする時の給与にかかわる手続などでマイナンバーが必要となります。

※通知書には、「マイナンバー個人番号カード交付申請書」も同封されており、郵送またはオンラインで申請手続を行うと「個人番号カード」が交付されます。「個人番号カード」はプラスチック製のカードで公的な身分証明書となりますが、みなさんは「在留カード」と「通知カード」（紙）を組み合わせることで、行政手続等の際に身分証明が可能となりますので、「個人番号カード」の申請は必須ではありません。

※「通知カード」（紙）や「個人番号カード」を紛失した場合は、すみやかに最寄りの交番が警察署に行き、「紛失届」を提出してください。「通知カード」（紙）または「個人番号カード」の再発行は、警察署が発行する「盗難・遺失物届出証明書」をもって住居地の市役所や区役所等で相談をしてください。

※休学や卒業等で日本から出国した後に復学や就職などで再入国する場合、以前発行されたマイナンバーが引き継がれますので、出国前に必ず各市町村の役所で所定の手続きを行ってください。

(4) 緊急時の対応

1) 盗難・暴行にあったら

学外で自分の持ち物を盗まれたり、他人にケガをさせられた場合はすぐに「110番」（警察）に電話してください。また、盗難にあうなど自分の所有物を紛失した場合は、近くの交番か警察署に行き「盗難届」「紛失届」を提出してください。

※パスポートを紛失した場合は、大使館に再発行してもらうこととなりますが、その場合、警察署が発行する「盗難・遺失届出証明書」が必要となります。

※在留カードを紛失した場合は、住居地の出入国在留管理局で再発行をしてもらうこととなりますが、その場合も警察署が発行する「盗難・遺失物届出証明書」が必要となります。

これらの事態の応急処置が終わったら、まず国際教育センター、学部／研究科事務室、学生オフィスに相談するようにしてください。

また、最近、大学内での盗難が発生しています。ほんの一瞬目を離した隙に事件は起こっています。学内であっても各自の持物管理は本人の責任です。貴重品は放置することなく常に自分自身で管理してください。特に、自転車の盗難が目立ちますので注意してください。学内で被害にあったらまず国際教育センター、学部／研究科事務室、学生オフィスに相談してください。

2) 突然重い病気になったり・大けがをしたら

急に重い病気になったり、事故などで大けがをした場合には、周囲の人をお願いするか自分で「119番」に電話して通報してしてください。救急車が病院へ搬送してくれます。また、これらの事態の応急処置が終わったら、各キャンパスの国際教育センター、学部／研究科事務室、学生オフィスに相談してください。

3) 交通事故にあったら

通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故に遭わないためには最新の注意を払うことが必要です。加害者になり、学業が続けられなくなることもありますので、保険に加入するなど十分な備えも必要です。

①治療を受ける

交通事故で、負傷者が重傷な場合には、「119番」に電話して救急車を呼び病院に運びます。その時には大げかに感じられなくても、時間が経つと痛みが激しくなったり、後遺症が残ることもあるので、必ず病院で診断・治療を受けてください。「119番」は日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で通話できます。

②警察に連絡して「事故届」を出す

警察に「110番」して、以下の点を確認してください。

- a) 事故の相手の住所・氏名・電話番号を確認
- b) 警察に事故発生を通知して警察官の立会いを求める

警察が来て調書を作成します。調書は事故の発生を証明し、どちらに責任があるかを判断する上で重要な資料になります。

③治療費や損害賠償の交渉

負傷の治療が済むと、被害者と加害者の間で、治療費や損害賠償について交渉することになります。この交渉はかなり複雑なものとなりがちです。よく知っている日本人に相談するか、国際教育センター、学部／研究科事務室、学生オフィスに相談してください。

あと、自分がどんな保険（海外留学保険、賠償責任保険、医療保険など）に加入しているのかについても把握しておいてください。

なお、交通事故の相談場所として、下記の交通事故相談所があります。

相談場所	連絡先
京都市消費生活総合センター（交通事故相談）	075-256-2140
京都府交通事故相談所	075-414-4274
滋賀県交通事故相談所	077-528-3425
茨木市市民生活相談課	072-620-1603

4) 災害にあったら

地震、風水害、火災などの災害にあった時には、まず自分の身を守ることが必要です。災害にあった時に、落ち着いて、的確な判断と安全な行動がとれるよう「緊急災害対応ハンドブック(学生用)」を配布していますので、ぜひ活用してください。

また、自然災害等により学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした場合、一日も早く学生が通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援制度として「JASSO支援金」があります。支給額は10万円（返還不要）の予定です。申請は学生オフィスで随時受け付けています。

5) 医療機関について

① 各キャンパス近隣医療機関

立命館大学の近くにある医療機関については下記をご参照ください。

<http://www.ritsumeai.ac.jp/health/assets/file/kicszcbkcoic.pdf>



② 外国語が通じる病院、医院

a) 京都府

- ・「京都健康医療よろずネット」

<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>



b) 滋賀県

- ・「医療ネット滋賀」

<https://www.shiga.iryu-navi.jp/qqport/kenmintop/>



c) 大阪府

- ・「大阪府医療機関情報システム」

<https://www.mfis.pref.osaka.jp/apqq/qq/men/pwtpmenult01.aspx>



下記電話相談窓口で外国語が通じる病院の案内を受けることができます。

- ・AMDА国際医療情報センター 03-6233-9266

<https://www.amdamedicalcenter.com/>



③ 医療通訳について

京都府と滋賀県には日本語を母国語としない外国人の皆さんが医療サービスを受けられるように医療通訳（無料）を利用できる病院があります。利用には予約が必要です。

利用を希望する場合は、以下で利用可能な病院や言語について確認してください。

- ・多文化共生センターきょうと <http://www.tabunkakyoto.org>



また、上記のAMDА国際医療情報センターでも相談できます。

④ 病院・診療所が休みのときに急病になったら

下記の休日診療所をご利用ください。

a) 京都府

病院名	住所・電話	診療科目
京都市急病診療所	<small>にしのきょうひがしとがのあちよう</small> 京都市中京区西ノ京東梅尾町 6 番地 (京都府医師会館 1 階) 電話：075-354-6021	内 科 眼 科 耳鼻咽喉科

b) 滋賀県

病院名	住所・電話	診療科目
湖南広域休日急病診療所	滋賀県栗東市大橋 2-7-3 (済生会滋賀県病院前) 電話：077-551-1599	内 科

c) 大阪府

病院名	住所・電話	診療科目
茨木市保健医療センター 附属急病診療所	茨木市春日三丁目 13 番 5 号 (茨木市保健医療センター内) 電話：072-625-7799	内 科 歯 科

<注意事項>

- ・日本語が話せない場合は、通訳できる方を介してください。
- ・診療科目によって診察時間等が異なりますので、事前にウェブサイト等で確認してください。
- ・紹介した病院・診療所以外にも、急病対応をする病院・診療所がありますので、ウェブサイト等で確認してください。

なお、ウェブサイトの情報が更新されていない場合があります。診療を受ける前に電話で問い合わせを行ってください。

⑤ その他 健康に関する情報について

保健センターホームページや健康ハンドブックをご参照ください。

<http://www.ritsumeai.ac.jp/health/> 日本語

トップページ → 刊行物・申請書 → 健康ハンドブック



しゅうしょくかつどう
(5) 就職活動について

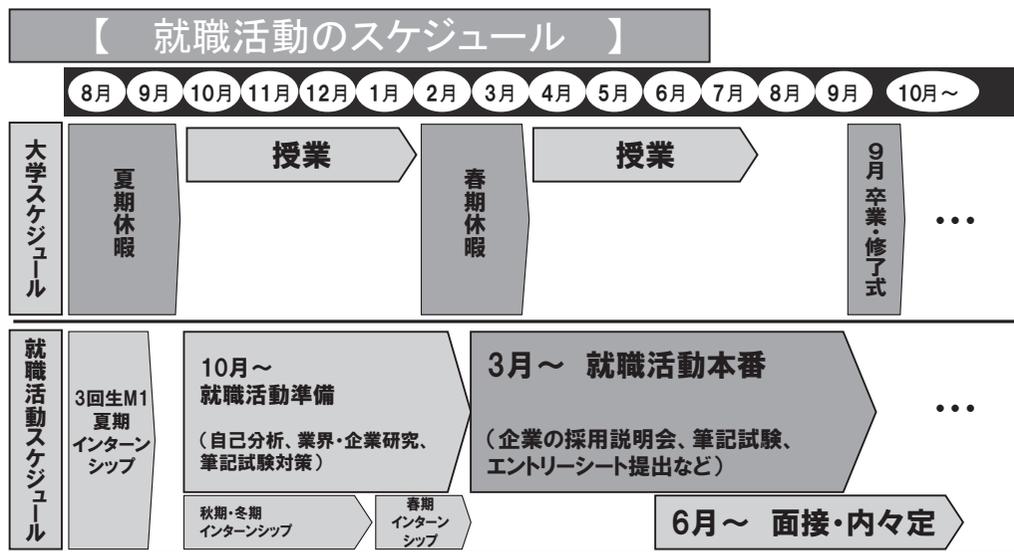
1) 日本での就職について

外国人留学生が日本の企業に就職する場合、多くは留学生の採用枠を設けず、日本人の学生と同様に選考が行われます。日本企業は一般的に3月卒業・修了、4月入社という新規卒業者を対象とした採用活動を行い、採用活動の時期も決まっています(9月に卒業・修了する場合も翌年の4月入社が一般的です)。近年企業活動がグローバル化する中、多くの本学の外国人留学生が日本企業に就職をしています。しかし、日本企業独特の採用方法や自国企業との企業文化の違いなどがあるため、日本の就職活動について事前に知っておく必要があります。

<日本企業への就職を希望する場合に必要なこと>

▼ 就職活動のスケジュールを把握する

日本では就職活動を行う時期が限られています。事前にスケジュールを知り、適切な時期に就職活動を行いましょう。一般的に3回生・M1生の夏頃にはインターンシップに参加し、秋頃(9月卒業予定者は4回生・M2生)から就職活動の準備を本格的に開始します。



※2021年9月、2022年3月卒業・修了予定者のスケジュールです

▼ 日本語力をつける

日本企業への就職には高い日本語能力が求められることがほとんどです。日本語能力試験N1レベルの習得は必須なことに加えて、ビジネス日本語や英語力も期待されています。日本での生活において、日本人と積極的に関わり、表現力を身につけましょう。

▼ キャリアビジョンをもつ

外国人留学生を採用する際、日本企業は「どうして日本企業に就職を希望するのか」「どれくらいの期間日本企業で働きたいのか」「将来は母国に帰りたいのか」などキャリアビジョンを聞かれます。将来どのように働いていきたいのかを意識して学生生活を過ごしていきましょう。

▼ 日本企業の企業文化や採用手法を知る

日本企業には自国の企業とは異なる企業文化や、採用方法があります。例えば、長期雇用を前提とした採用などです。学内外で、日本就職に関わるガイダンスやイベントを行っていますので、情報収集は早めに行うようにしましょう。

▼学生生活を充実させる

日本の就職活動では、「学生時代頑張ったこと」などを聞かれます。正課授業に真剣に取り組むとともに、サークル活動やボランティア、アルバイトなど課外活動にもチャレンジしていきましょう。

2) 日本での就職活動の支援について

日本での就職活動は、書類選考、筆記試験、面接試験などのステップがあり、それぞれのステップに応じた事前対策が必要です。立命館大学ではキャリアセンターで進路・就職支援を行っています。ぜひ積極的に活用してください。(月～金 9:30～17:00 ※11:30～12:30および水曜日の午前中は閉室)

衣笠	研心館 1階
BKC	プリズムハウス 2階
OIC	A棟1階 AS事務室内

[キャリアセンターHP] <http://www.ritsumeai.ac.jp/career/>

[Global×Career] <http://www.ritsumeai.ac.jp/career/global/>

(外国人留学生×日本就職をチェック)

<キャリアセンターで行っている外国人留学生の就職支援内容>

(2020年度実績、2021年度以降は変更となる場合があります)

- ・留学生対象日本就職ガイダンス
- ・留学生のための内定者による就活相談会
- ・日本就職を目指す留学生のためのエントリーシート作成講座
- ・留学生対象有給インターンシップ
- ・留学生を募集する企業への応募者とりまとめ
- ・大学の就職支援システムによる留学生対象の求人検索
- ・個別の進路・就職相談(オンライン・電話・対面)

3) 在留資格の変更について

留学生のみなさんは日本人学生と違い、就職する際に在留資格「留学」から他の資格に変更がともないます。在留資格を変更する際に、それぞれの学部での学び(専門)とこれから働こうとする会社での職務内容が異なる場合は在留資格の変更が許可されない場合がありますので、大学で学んだことをどう就職先で活かすのかをよく考えて、就職活動を行ってください。

参考: キャリアセンターホームページ内[Global×Career]

The screenshot shows the website header with the Ritsumei University logo and navigation options like 'English', 'Text Size', and 'Site Search'. Below the header is a row of seven numbered tabs: 1 外国人留学生 × 日本就職, 2 海外留学 × キャリア, 3 グローバル人材 養成プログラム, 4 海外で働く, 5 国際協力 × キャリア, 6 Job hunting in Japan, 7 Job hunting in South East Asia. The main banner features the text 'GLOBAL × CAREER' and '世界のために、仕事をしよう' (Let's work for the world). Below the banner, there is a list of target groups: 外国人留学生の方、海外留学経験者の方、海外留学を考えている方、バイリンガル、海外で働きたい人など、自分自身のバックグラウンドや経験、これからのキャリアについて考えたときに、「海外・グローバル」というキーワードが思い浮かぶ方は、このページを活用して、国内外を問わず、世界中で活躍する人材を目指していきましょう。

4) 卒業後の日本での就職活動について

卒業・修了後に日本で就職活動を継続するためには、在留資格を「留学」から「特定活動」に変更する必要があります。変更には、大学が発行する推薦状が必要で、審査を通過した者にのみ推薦状を発行します。本学では、年2回推薦状発行申請期間を設け、申請者の学修や生活状況、これまでの就職活動実態、今後の見込みを厳格に審査した上で、適当と認められた者に推薦状を発行します（随時発行や卒業生への発行はしません）。

また、申請には制度説明のガイダンスへの出席が必須となっているため、卒業・修了を予定する学期中に実施されるガイダンスに必ず参加してください。ガイダンスの日程（春学期：7月末予定、秋学期：1月末予定）は、manaba+Rや留学生MLでお知らせします。

（6）卒業などで日本を離れる場合の手続きについて

1）活動機関の離脱に関する届出手续

卒業、退学などにより、現在所属している活動機関から離脱した場合、14日以内に法務省令で定める手続により、地方出入国在留管理局へ、届け出なければなりません。必要書類等の詳細については、法務省のホームページを確認してください。

<URL>

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

また、在留カードは、空港で入国管理官に帰国することを伝え、返却してください。

2）海外転出届、及び国民健康保険証の返却について

帰国する前に住居地の市(区)役所、町村役場にて海外転出届を提出する必要があります。また、国民健康保険の脱退手続きも行ってください（1週間前が目安）。出国日を証明する為に、帰りの飛行機のチケットを見せることで、帰国予定日までの保険料の支払状況を確認してもらえます（不足分の納付書を渡されることがありますので、帰国までにお支払いください）。この手続きをきちんと済ませることで、帰国直前まで保証を受けることができます。住居地の市(区)役所、町村役場には在留カード、保険証、帰国日がわかる書類をお持ちください。保険証は住居地の市(区)役所、町村役場の係員の指示に従って返却をしてください。返却しなかった場合、保険料の請求が続くことになるので、必ず帰国前に手続きをするようにしてください。

3）郵便物

引っ越しをする際には、郵便局に転居届けを提出する必要があります。また、友達やアルバイト先などにも事前に帰国後の連絡先を伝えてください。また、郵便局は海外には郵便物を転送してもらえませんので、気をつけてください。転居届けの提出が完了した後は、あなた宛の郵便物は旧住所には届きません。

4）学生証

卒業や退学をする際に、立命館大学の学生証を返却しなければなりません。学生証には学生証番号やみなさんの所属学部／研究科が記載されています。この情報は今後、立命館大学に問い合わせをする際に必要な場合がありますので、学生証を返却する前にコピーをとる、あるいは写真を撮るなどして大切に保管してください。

5）生協組合員カードについて

生協組合員カードは帰国する前に所属キャンパスの生協窓口へ返却し、脱退の手続をしてください。生協加入時に支払った出資金が全額返金されます。カードに電子マネーが残っている場合は脱退の手続きをする前に、必ず生協店舗で使い切ってください。

6）その他

現在の住居、および携帯電話の契約は帰国する前に必ず解約してください。契約を解除せず帰国して、料金の滞納が続く場合は、みなさんの母国の自宅に連絡が入るかもしれません。立命館大学は一切の責任を負いません。また、レンタルビデオや図書館の本などの返却物を必ず返却してください。

(7) その他

インターネットを通じて留学生のための情報を入手することができます。以下に留学生のための情報を掲載したホームページURLをいくつか紹介します。

(公財)京都府国際センター

URL : <http://www.kpic.or.jp>

(公財)大学コンソーシアム京都

URL : <http://www.consortium.or.jp/>

(公財)京都市国際交流協会

URL : <http://www.kcif.or.jp/>

(公財)滋賀県国際協会

URL : <http://www.s-i-a.or.jp/>

草津市国際交流協会

URL : <http://www.kifa-japan.org/>

(公財)大阪国際交流センター

URL : <http://www.ih-osaka.or.jp/>

OSAKA留学生ネット

facebook@osaka.ryugakusei.net

(公財)大阪府国際交流財団

URL : <http://www.ofix.or.jp/>

2021 年度 立命館大学外国人留学生ハンドブック
AY2021 Ritsumeikan University International Student Handbook

発行 立命館大学国際教育センター

Issued by the Ritsumeikan University International Center

立命館大学衣笠国際教育センター

〒603-8577

京都府京都市北区等持院北町 56-1

International Center at Kinugasa Campus

56-1 Toji-in Kitamachi, Kita-ku, Kyoto 603-8577

TEL: 075-465-8230 FAX: 075-465-8160

立命館大学 BKC 国際教育センター

〒525-8577

滋賀県草津市野路東 1-1-1

International Center at Biwako-Kusatsu Campus

1-1-1 Noji-higashi, Kusatsu, Shiga 525-8577

TEL: 077-561-3946 FAX: 077-561-3956

立命館大学 OIC 国際教育センター

〒567-8570

大阪府茨木市岩倉町 2-150

International Center at Osaka Ibaraki Campus

2-150 Iwakura-cho, Ibaraki, Osaka 567-8570

TEL: 072-665-2070 FAX: 072-665-2079

虎の巻

虎の巻

R RITSUMEIKAN
UNIVERSITY